

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/8/6 号 (No.318)

【知的財産権部からのお知らせ】

●在中国日系企業における営業秘密漏えい対策支援事業のご案内

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を保護することは極めて重要です。特に中国では、従業員の流動性が高いため、外部には漏らしたくない仕入や納入ルート、顧客情報など経営情報、図面や製造工程などノウハウ、技術情報の漏えいリスクへの備えが欠かせません。

例えば、従業員が文書共有サイトに内部資料を無断でアップロードする、辞めた従業員が情報、ノウハウ等とともに競合他社に転職する等のケースが実際に発生しています。情報の管理についてどのような点に注意し、管理体制を整えておくべきでしょうか。

ジェットロでは、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国現地法人を対象に、専門家を派遣しコンサルテーションや社内研修を行う事業を実施します。サービス内容は支援対象企業のニーズにあわせてオーダーメイドでご提供いたします。

日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するために、ぜひご利用下さい。事業の詳細、申請書は以下 URL よりご確認いただけます。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

<支援事業概要>

募集期間：2019年6月7日（金）～募集上限（30件）に達し次第終了

支援期間：採択～2020年2月28日（金）

利用時間上限：1社あたり20時間

採択企業数：30社

費用：無料

* 実際に対策を導入するための社内措置等の費用は自社負担となります。

<お問い合わせ先>

ジェットロ知的財産課 担当：[内容について] 江田、井瀧

Tel：+81-3-3582-539 Fax：+81-3-3585-7289 Mail：chizai@jetro.go.jp

Web： <https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/>

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. CNIPA 何志敏副局長が WIPO、INPI、UKIPO を訪問 (中国打撃侵権工作網 2019年7月31日)
2. 全国知識産権局局長上級研修クラスが北京で開講 (国家知識産権網 2019年7月31日)

○ 地方政府の動き

1. 国家知識産権局・専利局、ラサで代弁処を設立 (中国保護知識産権網 2019年7月31日)
2. 上海市知識産権局、輸入博出展商品の特許出願に優先審査適用 (中国保護知識産権網 2019年7月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 四川省、9部門が「網剣行動」を実施 6分野に重点 (中国打撃侵権工作網 2019年7月31日)
2. 上半期の商標権侵害事件が741件、増加顕著＝上海 (上海市知識産権局サイト 2019年7月30日)
3. 安徽、ネット上の模倣品などを厳罰、8部門が特別行動を実施 (中国打撃侵権工作網 2019年7月24日)
4. 黒龍江市場監督管理局、模倣品通報を奨励、「実施意見」を公布 (中国保護知識産権網 2019年7月24日)

○ 統計関連

1. 河北省の新規登録商標が 10 万 7399 件に＝今年 1～6 月(中国打撃侵權工作網 2019 年 7 月 29 日)
2. 研究開発費 1 億元あたりの特許産出が著しく向上、2018 年(国家知識産權網 2019 年 7 月 26 日)

○ その他知財関連

1. 第 2 回輸入博覧会、政策と情報開示プラットフォーム新設(中国政府網 2019 年 7 月 26 日)

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. CNIPA 何志敏副局長が WIPO、INPI、UKIPO を訪問★★★

国家知識産權局 (CNIPA) 何志敏副局長率いる代表团がこのほど、世界知的所有權機関 (WIPO)、フランス産業財産庁 (仏 INPI)、英国知的財産庁 (UKIPO) を訪問した。

WIPO 訪問中、何副局長とフランシス・ガリ事務局長は会談を行った。双方の関係責任者と専門家は知的財産の価値の実現、知的財産集約型産業、ブランド育成、PCT 特許出願とマドリッド商標出願の普及、グローバル・イノベーション指数などのテーマについて討議を交わした。また、技術とイノベーション支援センター建設の最新のスケジュールについて合意に達した。

何副局長はフランス訪問中にフランス産業財産庁 (INPI) 長官と会談し、知的財産権活動の最新の動き、知的財産権の保護と運用、地理的表示保護などについて交流した。英国において、何副局長と英国知的財産庁 (UKIPO) 長官は知的財産権の価値実現と公共サービスに関する政府の取り組み、企業を対象とした知的財産権研修訓練の実施などをめぐって意見を交わした。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019 年 7 月 31 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201907/20190700224678.shtml>

★★★2. 全国知識産權局局長上級研修クラスが北京で開講★★★

7 月 30 日、国家知識産權局が北京で、全国知識産權局局長上級研修クラスを開講した。各省、自治区、直轄市、新疆生産建設兵団の知識産權局からの責任者と国家知識産權局関係部門の責任者が参加した。申長雨局長が開講式に出席し、演説した。

申局長は今年の知的財産権活動で上げた実績を回顧した後、國務院の知的財産権活動に関する最新の方針に基づいた下半期の主要活動について、7 つの具体的な施策を説明した。それぞれ▽知的財産権強国戦略綱要の作成及び法改正の推進▽高品質な発展の推進と知的財産権分野の監視管理の強化▽知的財産権保護の全面的な強化▽知的財産権運用の促進▽知的財産権公共サービス能力の向上▽知的財産権に関する国際協力の推進▽知的財産権に関する普及啓発活動の強化——である。

(出典：国家知識産權網 2019 年 7 月 31 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1140979.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 国家知識産權局・専利局、ラサで代弁処を設立★★★

7 月 29 日、国家知識産權局・専利局がチベット・ラサで設立した初の派出機構、ラサ代弁処が正式に発足した。これにより、全国に点在する国家知識産權局の代弁処は 34 に達し、全国をカバーする知的財産権公共サービスネットワークが形成した。

ラサ代弁処は主に国家知識産權局・専利局の授權、依頼を受けて、特許、実用新案、意匠関連業務を取り扱う。出願書類の受理、費用減免届け出の審査、特許年金の徴収、特許登録簿副本の発行、業務コンサルティングなどのサービスが含まれる。

チベット自治区は近年、知的財産権戦略とイノベーションに発展駆動戦略を推進し、知的財産権の創造、保護、運用に注力しており、目覚ましい成果を上げている。チベット自治区の有効特許出願は 3197 件に達し、年間増加率は 35%以上を維持している。

(出典：中国保護知識産權網 2019 年 7 月 31 日)

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xz/201907/1939699.html>

★★★2. 上海市知識産權局、輸入博出展商品の特許出願に優先審査適用★★★

今年開催される第2回中国国際輸入博覧会に出展する商品の特許出願などに優先審査が適用される見通し。7月25日、第2回中国国際輸入博覧会の支援策、サービスなどに関して開かれた記者発表会で、上海市知識産権局の林国良副調研員が明らかにした。

優先審査の対象は出展商品に関連する特許、実用新案、意匠の出願で、国家知識産権局が発布した「專利優先審査管理弁法（2017）」に基づいて行われる。

林氏によると、上海市知識産権局はまた、「中国国際輸入博覧会專利優先審査サービスガイドス」を改正する方針である。これにより、出展企業と出展商品の合法的權益に対する一層の保護強化を図るといふ。

（出典：中国保護知識産権網 2019年7月26日）

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zl/201907/1939539.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 四川省、9部門が「網剣行動」を実施 6分野に重点★★★

ネット市場における良好な市場秩序を守り、電子商取引産業の健全で持続的な発展を促進することを狙い、四川省市場監督管理局、ネットセキュリティ・情報化弁公室、発展改革委員会、経済・情報化庁、公安庁、商務庁、通信管理局、成都税関、郵政管理局の9部門がこのほど共同で通達を出し、2019年度のネット市場監督管理特別キャンペーン「網剣行動」を始動した。

今回の「網剣行動」は6分野に重点を置き、11月までに実施される。6分野はそれぞれ▽電子商取引経営主体の資格規範化、優れた市場参入環境の構築▽電子商取引経営者の責任の明確化、誠実・信用で順法な経営環境の構築▽ネット上の模倣品、不安全な食品、偽薬に関する販売行為の厳罰▽不正競争の厳重な取締り▽インターネット広告に対する監視管理の強化▽その他のネット取引に関連する違法行為の摘発——である。

（出典：中国打撃侵權工作網 2019年7月31日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201907/20190700224750.shtml>

★★★2. 上半期の商標権侵害事件が741件、増加顕著＝上海★★★

上海市知識産権局のサイトが30日に明らかにしたところによると、2019年1～6月、摘発された商標権侵害・偽物事件が741件で、前年同期に比べ28.7%増加した。商標権侵害・偽物事件は商標関連の違法事件全体の97.4%を占めている。

この中で、登録商標専用権を侵害した商品販売事件は634件、全体の85.6%を占めている。登録商標に類似する商標を同じ指定商品に使用した事件、または、同一・類似商標を類似商品に使用した事件は全体の9.3%を占める69件、同一商品に同一商標を使用した事件は同2.8%を占める21件であった。この外、中国馳名商標の権利を侵害した事件5件、他人の登録商標と同一・類似する標識を使用し、混淆を起こした事件3件が含まれる。

登録商標専用権を侵害した商品販売事件の中で、電子製品の登録商標を侵害した事件は95件に達し、全体の15%を占めている。

（出典：上海市知識産権局サイト 2019年7月30日）

<http://sipa.sh.gov.cn/zscqj/gzdt/20190730/8748.html>

★★★3. 安徽、ネット上の模倣品などを厳罰、8部門が特別行動を実施★★★

安徽省の市場監督管理局、発展改革委員会、通信管理局、公安庁、商務庁、合肥税関、ネットセキュリティ・情報化弁公室、郵政管理局の8部門がこのほど共同で通達を出し、ネット市場の監視管理の強化に関する特別行動を11月まで実施することを決定した。

今回特別行動はネット上の模倣品販売、不安全な食品、偽薬、不正競争などの摘発に重点が置かれる。電子商取引サイトに対する監視管理を強化し、特に越境電子商取引に関わる違反行為の摘発に注力することとしている。

各部門は現代の情報技術を駆使して「インターネット+監視管理」体制を導入し、模倣品の製造元遡及、オンライン監視・オフライン監視の両立などを図る。また、電子商取引企業の信用情報開示制度を徹底し、信用喪失企業に対し共同懲罰を行い、安徽省の電子商取引産業の健全な発展を促進する。

（出典：中国打撃侵權工作網 2019年7月24日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201907/20190700224168.shtml>

★★★4. 黒龍江市場監督管理局、模倣品通報を奨励、「実施意見」を発布★★★

黒龍江省の市場監督管理局がこのほど、模倣品や劣悪商品の製造販売に関する違法行為の通報を奨励し、通報者に報奨金を与える「実施意見」を省財政庁と共同で発布した。4つの重点分野における12の違法行為を通報した者に報奨金を与え、一般市民が模倣品や劣悪商品関連の違法行為を積極的に通報するよう奨励する方針を明確にした。

「実施意見」に盛り込まれている12の違法行為は、商標冒用の模倣品、包装材、標識などの製造、販売、貯蔵、運輸、印刷▽偽の原材料、部品を利用した生産、加工、組み立て▽偽の認証標識、地理的表示等を使用した商品の生産販売——などが含まれる。

(出典：中国保護知識産権網 2019年7月24日)

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hlj/201907/1939405.html>

○ 統計関連

★★★1. 河北省の新規登録商標が10万7399件に＝今年1～6月★★★

今年1～6月、河北省は専利（特許、実用新案、意匠）出願件数も登録件数も増加を続け、商標登録件数の増加が顕著であった。地理的表示保護商品は安定を維持しながら増加している。

専利出願件数は4万6772件、前年同期比17.85%増加した。この中で、特許が9928件、同16.58%増、実用新案が2万8988件、同17.75%増、意匠が7856件、同19.9%増となっている。PCT国際出願は同144.25%増の163件であった。

専利登録件数は前年同期比7.95%増の2万7162件。この中で、特許が2726件、同7.15%増、実用新案が1万8586件、同7.33%増、意匠が5850件、同10.36%増となっている。6月末現在の有効特許は2万6765件で、人口1万人あたりの特許保有件数は前年同期比0.43件増の3.54件に達する。

1～6月の新規登録商標は10万7399件。有効登録商標は前年同期比43.45%増の60万383件。地理的表示商標は上半期に12件登録され、総件数が前年同期比31%増の131件に達する。地理的表示保護商品は70件に達し、1～6月に新規認定された地理的表示保護商品は8件であった。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年7月29日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/mtbd/xwdt/201907/20190700224530.shtml>

★★★2. 研究開発費1億元あたりの特許産出が著しく向上、2018年★★★

国家統計局がこのほど、新中国成立70周年の経済・社会発展成果に関する報告書を発表した。それによると、昨年の研究開発費1億元あたりの域内特許出願件数は70件で、1991年より19件増加した。特許産出効果が大幅に拡大している。

今回発表された報告書によると、中国の昨年の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数は432万3000件で1991年の86倍、登録件数は244万8000件で98倍となった。専利の質も同時に向上している。革新水準を最も体現している特許を例にとり、2018年に特許出願件数は154.2万件に達し、専利出願全体に占める割合は35.7%となり、1991年より12.9ポイント上昇した。

報告書はまた、中国の研究開発者の人数や研究開発費の規模、科学論文の成果などの関連状況を統計した。昨年、全国フルタイム当量の研究開発者総数は年間419万人で、1991年の6.2倍となった。中国の研究開発者数は2013年に米国を抜き、6年連続で世界最多となっている。研究開発への投資も急増を続け、昨年は1991年の138倍の1兆9657億元に達した。研究開発費の対GDP比も記録更新を続け、2014年に初めて2%を上回り、昨年は2.18%に達し、EU15カ国の平均水準を上回っている。為替レート換算によると、中国の研究開発費は米国に次ぐ世界2位となっている。

(出典：国家知識産権網 2019年7月26日)

<http://www.cnipa.gov.cn/mtsd/1140834.htm>

○ その他知財関連

★★★1. 第2回輸入博覧会、政策と情報開示プラットフォーム新設★★★

第2回中国国際輸入博覧会組織委員会の事務局主任を務める王炳南・商務部副部長は26日、第2回輸入博覧会では「輸入博覧会」という情報開示のプラットフォームを新設して、政策と情報開示の権威的なプラットフォームを作り上げていくと紹介した。

第2回輸入博覧会は今年11月5日から10日にかけて、上海国家会展中心（国家エキシビジョン・コンベンションセンター）で開催される予定。王副部長は同日の國務院新聞弁公室の記者会見で、「新設するプラットフォームは、出展企業による新製品、新サービス、新技術、新応用の集中的な展示と発表を奨励する」と述べた。

このプラットフォームはまた、各省庁、産業組織、国際機関による最新の対外開放政策、研究成果、年度報告書の集中的発表を後押しする。より多くの「世界初、中国初」を通じて、輸入博の国際性、権威性を高めることを目指す。

王副部長によると、輸入博はまた、知的財産権保護と紛争処理サービスセンターを設立する予定。知的財産権管理当局を輸入博に駐在させ、コンサルティングと紛争調停サービスを提供し、出展者にタイムリーな知的財産権保護を提供し、国際知的財産権保護と協力プラットフォームを構築するという。

(出典：中国政府網 2019年7月26日)

http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/26/content_5415540.htm

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved